

## 令和元年度の報告における「改善に向けた方向性」への対応について

### (1) いじめ対策担当教諭について

#### ①いじめ対策担当教諭の有効活用について

##### 【改善に向けた方向性】

- ・教育委員会と校長は、保護者や学区内住民に対し、学校の組織的ないじめ対応の状況やその中核をなすいじめ対策担当教諭の役割を積極的に周知すること。
- ・校長は、いじめ対策担当教諭の校内事務分掌や担当授業の時間数、具体的な業務や役割分担について、適切に配慮すること。
- ・教育委員会は、児童生徒数やいじめ認知件数等学校の実情に応じ、いじめ対策担当教諭の追加加配など柔軟な対応を検討すること。

##### 【対応】

- ・ホームページや学校だより、PTA総会、地域の関係機関による会議、学校・保護者・地域の意見交換の場の活用によるいじめ対策担当教諭の役割の周知を図っている。
- ・いじめ対策担当教諭を教務主任、学年主任及び学級担任と兼務させないことや、授業時間を週 10 時間程度とするなどの適切な配慮を行うよう学校に周知を図っている。
- ・全ての中学校等へのいじめ対策担当教諭の配置を継続するとともに小学校については段階的に拡充を図っている。

#### ②教員の質の確保について

##### 【改善に向けた方向性】

- ・教育委員会は、いじめ対策担当教諭の研修の内容について、学校や当該教諭の意見を参考にして、研修の時期に応じたニーズを踏まえるとともに、現実に即した実践的な内容となるよう改善を図ること。
- ・教育委員会は、いじめ対策担当教諭が研修で得た知識やスキルを学校全体に還元しやすくなるよう研修資料に工夫をすること。
- ・教育委員会は、学校教職員人材育成基本方針や教員としての資質向上に関する指標に、いじめへの対応や防止のための指導を行う際に教員に求められる能力・スキルなどを位置づけて、将来いじめ対策担当教諭として学校のいじめ対策の中核を担うことのできる人材を計画的に育成すること。
- ・各校のいじめ事案対応の記録等から、対応事例を集めたものを作成し、市立学校全体で共有すること。

### 【対応】

- ・いじめへの対応について，全ての教員に対する定期的かつ実践的な研修機会の確保を図っていく。
- ・いじめへの対応に係る教員の経験年数に応じた育成指標の明確化を図った。
- ・具体的な事例と対応方法を盛り込んだ「(仮称) いじめ防止ハンドブック」の改定に向けて作業を進めている。

## ③いじめに関する情報共有について

### 【改善に向けた方向性】

- ・教育委員会は，進学先とのいじめに関する情報共有の仕組みを検討すること。
- ・教育委員会は，いじめ対策担当教諭が所属校種を超えていじめに関する情報共有を図ることができるネットワークを構築すること。

### 【対応】

- ・学校間の適切な情報共有の方法が盛り込まれた「(仮称) いじめ防止ハンドブック」を活用するよう学校に周知するとともに，所属校種を超えた情報共有の仕組みを検討していく。

## (2) 学校におけるアンケート調査について

### ①アンケート調査の実施について

### 【改善に向けた方向性】

- ・教育委員会と学校は，記述式アンケートに加え，メールやSNS等を活用するなど児童生徒の声を受け止めながら，教職員の集約作業の負担を減らすような多様な方策を検討し，実施すること。
- ・教育委員会は，「いじめ実態把握調査」について，学校が行うデータ入力の作業負担を考慮し，調査内容や教育委員会への報告事項などの見直しを行うこと。
- ・教育委員会は，学校に対して，アンケート調査の実施そのものや集計作業が目的化することがないように，本来の意義を再度周知すること。

### 【対応】

- ・メール等を活用した利点や課題などを踏まえた検討を行っていく。
- ・「いじめ実態把握調査」について，学校から教育委員会への報告項目の削減を図った。
- ・教育委員会による学校訪問や研修の機会をとらえ，アンケート本来の意義等について啓発を図っていく。

## ②いじめ認知後の対応について

### 【改善に向けた方向性】

- ・教育委員会は、学校に対して、いじめ認知後の迅速かつ適切な対応の必要性について、より一層の周知徹底を図るとともに、具体的な対応への支援を継続的に行うこと。

### 【対応】

- ・教育委員会による学校訪問や研修の機会等において、いじめ認知後の迅速かつ適切な対応について啓発を図っていく。
- ・事案発生時の教育委員会からの職員派遣を引き続き行っていく。
- ・具体的な事例と対応方法を盛り込んだ「(仮称) いじめ防止ハンドブック」の改定に向けて作業を進めている。

## (3) いじめ相談の多様なあり方について

### 【改善に向けた方向性】

- ・市、教育委員会及び学校は、相談しにくい、どこに相談すればよいかわからないといった児童生徒の立場に立って、その原因を探り、相談がしやすくなるように周知する方策を検討すること。
- ・市、教育委員会及び学校は、いじめに悩み苦しむ児童生徒を第一に考え、個人情報取り扱いについての整理や積極的な情報交換を行うなど、相談窓口の連携の強化を図ること。
- ・市は、相談者に寄り添って、いじめから救うことのできる効果的な相談体制のあり方を検討すること。

### 【対応】

- ・児童生徒や保護者からの意見聴取を実施し、相談がしやすくなるための広報周知の工夫に努めている。
- ・教育委員会・学校と相談窓口との情報共有や連携のあり方の検討を行っていく。
- ・法律や心理など専門的な知見を有する第三者を中心とした相談窓口「仙台市いじめ等相談支援室 S-KET」を新設し、相談者に寄り添った対応をしている。